

第十三回国会 大蔵委員会 議録 第四十九号

昭和二十七年四月十四日(月曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長代理 理事佐久間 徹君
理事小山 長規君 理事内藤 友明君
理事松尾トシ子君
浅香 忠雄君 大上 司君
川野 芳滿君 島村 一郎君
吉米地英俊君 夏堀源三郎君
三宅 則義君 宮原幸三郎君
高田 富之君 深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君
大蔵事務官(日本 久米 武文君
専売公社監理官) 平田敏一郎君
大蔵事務官 (主税局長) 北島 武雄君
大蔵事務官(主 税局長) 小林 英二君
大蔵事務官(管 財局長) 松永 勇君
大蔵事務官(管 財局有財産 第一課長) 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君
専門員 黒田 久太君

四月十一日
委員藤枝泉介君辞任につき、その補
欠として川野芳滿君が議長の指名で
委員に選任された。

四月十一日
日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴うたばこ専売法等の臨時特
例に関する法律案(内閣提出第一六
五号)

の審査を本委員会に付託された。
同月十二日

水あめ、ぶどう糖の物品税廃止に關
する陳情書(熊本県知事松井三郎)
(第二二五二号)
未復員者給與法適用患者の療養保障
に關する陳情書(熊本県下益城郡益
代町豊福村豊福園内宮岡正)(第二二
五二二号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

国有財産特別措置法案(内閣提出第
五九号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う所得税法等の臨時特例に
關する法律案(内閣提出第一三三
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定
の実施に伴う関税法等の臨時特例に
關する法律案(内閣提出第一三四
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税の管理に關する
法律案(内閣提出第一三五号)
関税法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一四四号)

特別調達資金設置令の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一四八号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う国犯刑則取締法等の臨時

特別に關する法律案(内閣提出第一
六二二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴うたばこ専売法等の臨時特
例に關する法律案(内閣提出第一六
五号)

○佐久間委員長代理 これより會議を
開きます。

去る十一日本委員会に付託に相なり
ました日本国とアメリカ合衆国との間
の安全保障條約第三條に基く行政協定
の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特
例に關する法律案を議題といたしまし
て、まず政府当局より提案理由の説明
を聴取いたします。西村政務次官。

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障條約第三條に基く行政協
定の実施に伴うたばこ専売法等の
臨時特例に關する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障條約第三條に基く行政協
定の実施に伴うたばこ専売法等の
臨時特例に關する法律案

(目的)

第一條 この法律は、日本国とアメ
リカ合衆国との間の安全保障條約
第三條に基く行政協定を実施する
ため、たばこ専売法(昭和二十四
年法律第百十一号)、塩専売法(昭
和二十四年法律第百十二号)等の
特例を設けることを目的とする。
(定義)

第二條 この法律において「合衆国」
とは、アメリカ合衆国をいう。

2 この法律において「合衆国軍隊」
とは、日本国とアメリカ合衆国と
の間の安全保障條約(以下「條約」
という)に基き日本国の領域及び
その附近に配備される合衆国の陸
軍、海軍又は空軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊
の構成員」とは、合衆国軍隊に属
する軍人で現に服役中のものをい
う。

4 この法律において「軍属」とは、
合衆国の国籍を有する文民で合
衆国軍隊に雇用され、これに勤務
し、又はこれに随伴するもの(通
常日本国に在留する者並びに通常
合衆国に居住する個人及びその者
又は合衆国の法律に基いて設立若
しくは組織された法人の被用者で
合衆国軍隊のための合衆国政府と
の契約の履行のみを目的として日
本国にあるものを除く)をいう。

5 この法律において「家族」とは、
合衆国軍隊の構成員又は軍属の配
偶者及び二十一歳未満の子並びに
父母及び二十一歳以上の子でその
生計費の十分の五以上を合衆国軍
隊の構成員又は軍属が負担するも
のをいう。

6 この法律において「軍人用販売
機関等」とは、合衆国軍隊が公認
し、且つ、規制する海軍販売所、
ビル、エックス、食堂、社交クラ
ブ、劇場、新聞発行所その他の合
衆国の歳出外資金により合衆国軍
隊の使用する施設及び区域内に設

置された諸機関で、合衆国軍隊の
構成員及び軍属並びにこれらの者
の家族の利用に供せられるものを
いう。

7 この法律において「契約者等」
とは、通常合衆国に居住する個人
又は合衆国の法律に基いて設立若
しくは組織された法人で、條約第
一條に掲げる目的の遂行のために
合衆国軍隊が使用することに日本
国が同意した施設及び区域の建設、
維持又は運営(軍人用販売機関等
の建設、維持又は運営を除く。以
下同じ)に關して合衆国政府と締
結した契約に基き日本国において
当該契約に係る建設、維持又は運
營のみの事業をなすもの及び通常
合衆国に居住する個人のうち、当
該事業のためにのみ被用されてい
る者で当該事業に従事するために
のみ日本国にあるものをいう。

8 この法律において「製造たばこ」
とは、たばこ属の植物の葉を主原
料とし、喫煙用、かみ用又はかぎ
用に供しうる状態に製造したもの
をいう。

9 この法律において「製造たばこ
用巻紙」とは、製造たばこのさや
紙用に製造された紙をいう。

10 この法律において「塩」とは、塩
化ナトリウムの含有量が百分の四
十以上の固型物で塩専売法第一條
第一項に規定するものをいう。
(輸入等の特例)

第三條 左に掲げる場合には、日本

専売公社の委託又は許可を受けな
いで、製造たばこ、製造たばこ用
巻紙又は塩を輸入することができ
る。

一 合衆国軍隊がその用に供する
ために輸入する場合で、当該軍
隊がその用に供するために輸入
することに付き合衆国軍隊の権
限ある官憲により証明された場
合

二 軍人用販売機関等が合衆国軍
隊の構成員、軍属若しくはこれ
らの者の家族又は契約者等の用
に供するために輸入する場合
で、当該機関がこれらの者の用
に供するために輸入することに
つき合衆国軍隊の権限ある官憲
により証明された場合

三 合衆国軍隊の構成員、軍属若
しくはこれらの者の家族又は契
約者等が、その私用に供するた
めに成年者一人につき二百本以
内の紙巻たばこ若しくは二百グ
ラム以内のその他の製造たばこ
又は相当量の塩を携帯品として
輸入する場合

四 合衆国軍隊の構成員、軍属若
しくはこれらの者の家族又は契
約者等の私用に供するために二
百本以内の紙巻たばこ又は二百
グラム以内のその他の製造たばこ
を合衆国軍事郵便局を通じて日
本国に郵送される場合

2
製造たばこについては、日本国
とアメリカ合衆国との間の安全保
障協約第三條に基く行政協定の実
施に伴う関税法等の臨時特例に
関する法律（昭和二十七年法律第
号）第六條第四号又は第六号の規

定は、前項第三号又は第四号に規
定する方法により輸入されるもの
のうちこれらの号に規定する量を
こえない部分についてはのみ適用
し、同法第九條第四号の規定は、
前項第四号の場合にのみ適用する
ものとする。

（譲渡等の制限の特例）

第四條 合衆国軍隊、軍人用販売機
関等、合衆国軍隊の構成員、軍
属、これらの者の家族若しくは契
約者等又はこれらの者であつた者
は、たばこ専売法第六十六條第一
項又は塩専売法第四十二條第一項
の規定にかかわらず、前條第一項
の規定により輸入された製造たば
こ、製造たばこ用巻紙又は塩を合
衆国軍隊、軍人用販売機関等、合
衆国軍隊の構成員、軍属、これら
の者の家族又は契約者等に譲り渡
すことができる。

2 前項の規定により製造たばこ、
製造たばこ用巻紙又は塩を譲り渡
す場合において、その相手方は、
たばこ専売法第六十六條第一項又
は塩専売法第四十二條第一項の規
定にかかわらず、これを譲り受け
ることができる。

附則

1 この法律は、條約の効力發生の
日から施行する。
2 この法律施行前に連合国軍の権
限ある官憲の正当に認証した証明
書により輸入した製造たばこ、製
造たばこ用巻紙又は塩は、第四條
の規定の適用については、第三條
第一項の規定の適用を受けて輸入
したものとみなす。

○西村（直）政府委員 ただいま議題と
なりました日本国とアメリカ合衆国と
の間の安全保障協約第三條に基く行政
協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨
時特例に関する法律案につきまして、
その提案の理由を御説明申し上げま
す。

この法律案は、日米行政協定の締結
に伴い、協定の円滑な運営をはかるた
めたばこ専売法、塩専売法等の特例を
設けることを目的としたものでありま
す。その内容の概略を申し上げます。ま
ず製造たばこ、製造たばこ用巻紙また
は塩の輸入の特例を設けたことであ
ります。すなわち製造たばこ、製造たば
こ用巻紙または塩につきましては、現
行専売法規によれば、日本専売公社以
外のものが輸入するときは、公社の
委託または許可を受けなければならぬ
こととなつておりますが、合衆国軍
隊がその用に供するために輸入する場
合、軍人用販売機関等が販売用に輸入
する場合、合衆国の軍人、軍属、その
家族等が一定量以内の製造たばこまた
は相当量の塩を携帯して輸入する場
合、及びこれらの者に合衆国軍事郵便
局を通じて一定量以内の製造たばこが
郵送される場合には、公社の委託又は
許可を受けなくても輸入できることと
いたしましたのであります。

次に、譲渡等の制限の特例を設けた
ことであります。すなわち現行専売法
規におきましては、公社の売り渡さな
い製造たばこ、製造たばこ用巻紙また
は塩の譲り渡し及び譲り受けは一般に
禁止されておりますが、ただいま述べ
ました特例により輸入されました製造
たばこ、製造たばこ用巻紙または塩
は、合衆国軍隊、軍人、軍属、その家

族等相互の間で譲り渡し、または譲り
受けることができることとしたのであ
ります。
以上がこの法律案の提案の理由であ
ります。何とぞ御審議の上、すみやか
に御賛成くださいますようお願い申し
上げます。

○佐久間委員長代理 次に国有財産特
別措置法案、日本国とアメリカ合衆
国との間の安全保障協約第三條に基く
行政協定の実施に伴う所得税法等の臨
時特例に関する法律案、日本国とアメ
リカ合衆国との間の安全保障協約第三條
に基く行政協定の実施に伴う関税法等
の臨時特例に関する法律案、日本国と
アメリカ合衆国との間の安全保障協約
第三條に基く行政協定の実施に伴う國
有の財産の管理に関する法律案、関税
法の一部を改正する法律案、特別調達
資金設置令の一部を改正する法律案、
日本国とアメリカ合衆国との間の安全
保障協約第三條に基く行政協定の実施
に伴う国稅犯則取締法等の臨時特例に
関する法律案、及びただいま提案趣旨
の説明を聴取いたしました日本国とア
メリカ合衆国との間の安全保障協約第
三條に基く行政協定の実施に伴うたば
こ専売法等の臨時特例に関する法律案
の八法案を、一括議題といたしまして
質疑に入ります。質疑は通告順によつ
てこれを許します。小山長規君。

○小山委員 日米行政協定の実施に伴
う法律案のうちで、所得税法等の特例
に関する法律案及び関税法の特例に関
する法律案について、主税局長に確か
めておきたいことがあるのでありま
す。先日委員会におきまして、日本の
業者がCPO、いわゆる中央調達機

に對しまして物品を納入いたします場
合に、従来は物品税を掛けていたかつ
たのであります。今回これをかける
ことに相なつたにつぎまして、外国業
者との間に不公平な競争関係が起りは
しないかというのを質問いたしたの
であります。それはCPOなる中央調
達機関が、軍人、軍属用のいろ／＼な品
物を入れます場合に、外国から入れた
ものと関税もかからないし、物品税もか
からないというところが関税法に書いて
あります。ところが日本の国内から入
れますと、これに物品税をかけるとい
うことに相なつておる。従つて買方
のCPOの側から申しますと、関税や
物品税のかからない外国品を買ふこと
に相なる。物品税のかかる日本の国産
品を買ふというときは、差控えるよう
になつて来はしないかというところが
私の心配であつたのであります。これ
につきましては、この法律に輸出取扱
いを簡単にすることによつて、いわゆ
る輸出免税の取扱ひがあるから、相当
程度その問題は緩和できるはずである
という主税局長の答弁であります。し
かしながら、たとえば写真機、双眼鏡、
その他軍人、軍属が一度買ひました
ものについては、やはりただいま申し
ましたようなCPOは、おそらく外国
品を好むであろうという問題が起るに
違ひない。そこでこれらの競争関係
を考慮いたしまして、一体どういふよ
うな取扱ひをするのかということ、
先般質問したのであります。これに對
しては何とか考慮するということに言
われたのであります。具体的にまだ
承つていない。従つてこの一点につ
いては、日本の国内の商社は外国商社に

圧倒されはしないかという心配がある
のでありますから、この点をさらに明
確にいたしておきたい。その具体的
方法その他について、主税局長の答弁
を求めておきたいのであります。

○平田政府委員 ただいまの小山さん
の御意見の点は、多分にもつともな
ところも多いと考えるのでございま
し、私も今回行政協定に關連しまし
た租税上の措置を考へるにつしまし
て、向うの軍人、軍属またはその家
族—家族まで入つておりますが、そ
ういふ人たちの個人的な用と申しま
すか、私用に供するものにつしまし
て、内国税を免税するといふのはこれほど
も行過ぎでありまして、そこまで
行きますのは、独立国になつたあかつ
きにおいては適當でないという考へ方
からいたしまして、内国税は免税しな
いことになつたのでございまして。こ
れに對しまして外国から持つて来るも
のにつさまして免税いたしましたのは、
本國等から、たとへば日用品等を
取寄せる場合におきまして、それに對
しまして関税なり物品税を課税しま
すのは、やはりどうも少し常識上行き過
ぎな点がありはしないかという趣旨に
おきまして、その方は免税措置を講じ
た、こういう次第でございまして。その
結果兩者の間に若干アンバランスがあ
るのじやないか、こういうお尋ねも確
かに一つのお尋ねかと思はれますが、こ
の点につさましては先般も申し上げま
したように、実は次に述べますように
今考へておきます。

一つは今申し上げましたような趣旨
で、それ／＼外国品及び国内品に對す
る課税問題を考へておきますが、私ど

もは軍当局あるいはP X等におきま
して、外国品を持つて来る場合におき
まして、日本品と不当な競争になるよう
なものをごん／＼輸入しまして、その
方を優先的に供給するといふようなこ
とは、どうも私も私運用の常識上あるま
い、またあるべき筋合ひのものではな
らう。従いましてそういう点につま
しては、行政協定全体にもございま
す、特権が認められたのを不當に行き
過ぎて利用してらうといふようなこ
とにつさましては、これは私はあるま
いと思はれますが、かりにあるとい
ますれば、今後合同委員会その他技術
上の協定におきまして、運用上それら
の点を妥當な措置をとつてらうとい
うに努めてらうべく、今後そういう点
につさまして私も十分注意いたしま
して、遺憾なきを期したいと考へてお
ります。

それからもう一つは、今小山さんの
お話のように、私もやはり日本商
品をなるべく買つてらうことが望ま
しいわけでありまして、従つてその点
は決して小山さんに劣るものではあり
ません。しかしてこの場合におきま
しては、外国に輸出するといふこと
でございまして、これは何も消費税の体
系をこわさないで、免税するといふこ
とになつておきます。また外国にそ
ういふものが出ることによしまして、
日本の商品の非常な宣伝等にもなりま
す点を考へますと、この方は極力手統
を簡單にいたしまして、促進をはかる
必要がある。そういう方向ではかりま
しても、一向この免税に對しまして特
別の特典を與えたといふことになりま
せんので、そういう方向でできるだけ
調節をはかりたい。その手統といはし

まして、附則で物品税の改正をいたし
ておりますように、現在の未納税の制
度を極力活用すると同時に、その制度
がうまく行かなかつた場合におきま
しては、課税済み品といへども免税し
ておることを認めて、それはあとで他の
税額から控除するか、あるいは還付
するといふたような規定を設けまし
て、遺憾なきを期するといふことに
いたしてあるのでございまして。さら
に、その際一番問題になるのは、た
だちに向うへ送るようなものにつま
しては、これは比較的簡單でございま
し、主として軍事郵便等が利用され
ようでございまして、この場合にお
いては、郵便局の発送証明がございま
すれば、それをもつて輸出証明に置き
かへるといふことで簡單に解決する。よ
く調べてみますと、大部分のものはそ
れに該當するものが多いように聞いて
おります。ただ御指摘のように写真機
や双眼鏡等は、一べん日本で使つて結
局持つて行く、こういうものがござ
います。これは御指摘のように若干む
かしい問題がございまして、それが
点につさましては、私も証明を出
す期間につましましては十分考慮いた
したい。まあできれば一年以内くらい
の間に証明が認められるといふくら
い措置も、あわせて考へることにし
たらどうか。その際におきましても、
向うの責任のある当局の外国に持ち
出したといふ証明が得られますれば、
そなた一々こちらの側において、それ
をむしろ調べたり證據立てしなくとも
認めるといつたやうなことにござ
まして、十分な考慮を加えて参りたい。
ただしかしその具体的な手統の問題に
なりますと、やはり向うの当局等とも

く打合せた上できめないと、確定した
しがたい点がございまして、根本は
私も極力ひとつ外國に売れ行きがよ
くなるようにといふその趣旨で、そ
ういふ際におきましても話し合つてみ
たいと思はれますので、必要の最小限度
の証明で、私もとしましては免税する
といふやうな方向で、できるだけ努
めてみたいと思つてございまして。そ
のやうなことをいろいろやりまされ
ば、私は大体この問題は解決できるの
ではないか、こういうやうに考へてい
る次第でございまして。

○小山委員 ただいまの御答弁でや
明確になつたのでありますが、この問
題は課税権の獨立という問題と、實際
の競争關係という非常に矛盾した問題
をはらんでおるのでございまして、課
税権の獨立の上から言つて、主税局長の
言われる通りに、獨立国になつた以上
相手方がどこであらうと、アメリカの
軍人であろうがその家族であらうが、
課税するのはあたりませんでしたという議論
は、これは當然成り立つと私も思
つた問題は競争關係にある品物を持
込む場合に、外國から入つて来るもの
は関税も物品税もかかつて来ない、日
本から入れるものは税金がかかるとい
う、ここに競争關係上の矛盾が起つて
来る。そこで問題は買方側の側、つま
り軍人軍属及びその家族に供給すべき
ものを、買方側の立場に立つても
のを考へてみると、あまりめんどうく
さい手統を要求されるならば、もう関
税も輸入税もかからない方の外國品を
買つて、供給した方がよろしいとい
ふことになる、これはきまつておるの
であります。でありますから、輸出の
手統を必要最小限度にすることに

は、ただいま申された通りでありま
す、さらに進んで國內において一旦使
つて、なおそのあとで本國に、ある
はその軍隊が沖繩とかグアムとかに出
るやうな場合、その他いわゆる輸出と
見られるやうな場合に、未納税手統を
簡單に済まして、實際問題として税
がかからないといふやうな形にする。手
統を簡單にするのでなければ、向
うの購買意欲は起つて来ないであら
うといふことが、一番心配でありま
す。そこでいろいろ基本方針につ
いてはわか
つたのでありますが、具体的な問題と
いたしまして、たとへば写真機、双
眼鏡といふことについては、御異論はな
いようでありまして、その以外のも
のにも、やはりそういうやうな競争
關係に立つものがありはしないかと思
う。その点についてはどう考へるにな
つて、どういふことが一つ、写真機、
双眼鏡に限ること。あるいは同じや
うな事情にあるものならば、やはり同
じやうな手統によつて、輸出免税の
範囲も広げようと思つておられるの
か。これが御尋ねの第一点であります。

第二は、相手方がこちらできめ
た手統ではめんどうくさい、それでい
うなめんどうくさい手統をするくら
いなら、もうそれ別に特典を設けて
やらなくともよろしいと、相手方が
いふに言ひ出して来た場合には、や
はり元にもどつて、国内産品が売れ
ないといふ問題が起つて来るが、その
辺はどういふやうに解決しようかと
考へておきたい。

○平田政府委員 お尋ねの最初の問題
につましましては、私例示的に写真機、
双眼鏡といふやうにして申し上げた次
第でございまして、それと類似の事情

がありまますものにつきましては、やはり同じような扱いにいたしたい。ただこの扱いは、ただいま申し上げましたように、ある程度期間を長くしまして、証明の程度も非常に厳密にしないということをごさいますので、あまり拡張しますと、かえつて弊害がある。その辺はよく個別的に品物に当りまして検討を加えました上で、妥当な結論を得るようになりたいと考へておるのであります。それから必ずしも写真機、双眼鏡に限る次第ではありませぬ。

第二段の問題でございますが、これは私も一つの問題かと思ひますが、私も今度物品税を改正しまして、実はP X以外でも簡単に免税するという方法を認めておる次第でございます。そうなりますと、P X等で免税品を扱わなくとも、ほかの店でも軍人さん等に免税品を簡単に扱えるということになりますし、その辺は必ずしも御心配のようにならないように——しかし私はいろ／＼事情をお話申しまして、向うとしても当然P X事業としてやるべき事業でありますれば、これはできるだけだけお互いに手続を簡素化し、それから話し合ひをうまくつけまして、扱うべきものは扱つてもらうということにしたいと考へております。でございしますが、必ずしもそういうところだけにでなくて、ほかのところでも簡単に外国に持ち出す場合は、免税するということにつきましても、できるだけ考へて参りたいと思ふ次第であります。

○小山委員 それでよほど明確になつて参りましたが、もう一つ所信を伺つておきたいのは、課税権の立場からと、それから實際上の競争問題の場合と、私先ほど申し上げましたように、競争関係に立つ関係上、日本の物品が不当な扱いを受けることになりはしないかという点が、先日来何度も私言つて居る趣旨でありますから、主務局長としては、要するにその競争関係に立つ場合に、日本の物品が不利な立場にならぬように、ただいまの輸出免税その他の手続については十分に考慮する、また積極的に主務局長の方からも先方に説明されて、こういうような簡単な手続をするのだから、ひとつあなたの方でも協力して、日本の品物を買つてもらうにしようというように、そこまで積極的になさいますか。それともその点は通産省におまかせになりますか。その点をひとつ念のために最後に伺つておきたいのであります。

○平田政府委員 小山さんの心配の点は、おそらくもと／＼外国から輸入するものに物品税をかけるということから来て居ると思ふ。ただ私もいろいろを言ひますと、それはほんとうに負けないともいへない考へも成り立つと思ふのでございします。ただ常識問題として本国からい／＼な普通使う日用品等を取寄せる、こういうような場合にございましては、どうもそこまで課税するのは、常識上少し行き過ぎじやないかと思ひます。そういう点を考へまして、外国から持つて来る分に對し、これは物品税を課税してない。しかしこれが濫用されて、非常に不当にその範囲等が利用されるといふことになりますと、やはりそういうものを今後どうするかという問題も、あわせて考へてみなければならぬと思つております。普通の外国人でありますと、最初に持つて来るものにつきまし

ては、これは関稅定率法でも一般に免税いたしております。行政協定で少し広く範囲を拡張しましたのは、その後本國から取寄せて買つたもの、これが行政協定で、一般の外人よりも軍人さんによい認めて居る点であります。が、そういうものを非常に予想以上に利用されるということになりますと、今私が申し上げましたように、はたしていいかどうか考へ直してみなくてはならぬ。従ひましてそういう点につきましては、先ほどまつ先に申し上げましたように、向うともよく打合せまして、運用よろしきを得てもらうようにいたしたい、これが第一点でございます。

それから第二点といたしまして、私どももいたしましては、今お話のようには、日本商品の売れ行きがよくなり、海外にどん／＼出て行くというところは、望ましいことではございしません。ひとり通産省だけではございせん。大蔵省の方におきまして、向うとの打合せの際に、よく趣旨を話しまして、徹底するようにいたしたいと考へております。

○小山委員 それでよくわかりました。私が言わんとするところは、今主務局長が言われたように、課税上の不公平な取扱いをしてもらいたくない。従つて本来ならば軍人、軍属の日用品については、関税も物品税もかけるべきが本筋なのだ。ただ行政協定上そういうふうになつて居るから、この行政協定の趣旨を重んずるといふ意味で、この程度はいたし方あるまいという前提になつて居る。従つてもしもその運用上、たとへば日本の国内産品を一旦香港その他に持ち出して行

つて、それを再輸入することによつて日本の業者を圧迫するとか、あるいは外国の業者だけがひとり独占的な利益を受けるというふうなきらいがある場合、あるいは日本と競争関係に立つような品物をぐん／＼向うから持つて来ると、日本の国内業者を圧迫するというような場合には、当然本則にもどつて、関税も物品税もかけるというところ、持つて行かなければならぬと私は考へて居る。従つてそのような場合には、われ／＼は国会の権威にかけて、この法律案を改正することを留保いたしておくのであります。

そういふ意味でありますからして、この法律の実施にあたりましては、その趣旨をよく体せられて、不当な圧迫を日本の業者が受けないように、また運営上日本の商品が売れるような方向に、輸出免税等の手続を簡素化する。その二点だけは主務局長においても十分考慮せられんことを、希望いたしておくのであります。次に、ただいま議題となりました日米行政協定に伴いますところの国税の犯罪に関する問題であります。この法律案の第三條によりまして、合衆国軍隊の使用する施設及び区域内におきまして、国税犯罪があつたり、あるいは関税の犯罪があつた場合には、先方の権威ある機関の承認を受け、あるいはこれに囑託して、関税あるいは国税の犯罪を取締るといふことに相なつておる。この承認を受けあるいは囑託をなすということが、はたして円滑に行われるであろうかどうかということが一点。その第二項におきましては、前項の規定によるほか、日本の官吏もこの合衆国軍隊の身体もしくは財産に

ついて、臨検、搜索または差押えをすることができ、こゝ書いてあります。これは行政協定の関係上、はたしてこれが実施できるのかどうか。この二点についてひとつ確かめておきたいのであります。

○平田政府委員 最初の御意見の点につきましては、先ほど申し上げた通りでございまして、繰返して申し上げる必要はないと思ひますが、ただ今の中の日本商品を輸出免税して、それを第三國商人等が再び再輸入する、こういう場合は、もう当然そういうことはほとんどあるまじきことではございせん。関税法の特例に関する法律の中に、そういう場合には課税するという規定はつきり設けてあります。そういう趣旨から行きますと、外国品に對する特別な免税というものがどういふ性質のものであるか、御了解願へると思ふ次第でございます。それから今御指摘の国税犯罪取締法の特例でございしますが、この法律につきましては、行政協定の第十七條第三項との関係におきまして、若干問題にされた点でございします。すなわち行政協定の第十七條第三項によりまして、日本国の当局は合衆国軍隊が使用する施設及び区域外でありましても、合衆国軍隊の構成員もしくは軍属またはその家族の身体または財産について、搜索または差押えを行つて権利を有しない、こゝういふことになつておるのでございします。ただ私も行政協定の十七條に規定しておりますのは、純粹の刑事事件に関する搜索、差押えといふことに、大体了解いたしておる次第でございまして、国税犯罪取締法のように、行政処分をいたしまして、準

司法的なことをやる場合におきましては、若干遠つた扱いがしかるべきじやないかということ、先方も打合せました結果、この法律ができ上つた次第でございます。ただやはり施設または向うの区域内におきましては、一方的に行いますのはこれよりも適當でない。やはりそういふ際におきましては承認を得てやる。また向うの軍機に属するようなものにつきましては、直接やるのは適當でない場合には、向うに屬託してやる。こういうことで、この一項を設けたのでございます。もちろんこういう事件につきましては、少くとも私どもが接触しております先方の人々の態度からいいますと、当然非違があります場合においては、一緒に協力いたしてやるという態度は、十分見受けられるわけでありまして、また行政協定にも、違反事件に対しましては、相互に十分協力してやるという規定がはつきり設けられておりますので、私どももいたしましては、この承認につきましてもそう困難ではない、大体円滑に行き得るものと考えておる次第でございます。またそのように努力いたしたいと考えておる次第でございます。

○小山委員 ただいまの説明でわかりましたが、ただこういうふうな問題は、第一回に起つた事件をやむやみにいたしますと、とかくずる／＼べつたりになるものでありますから、第一回にこういう事件が起つたときには、やはり独立国としての毅然たる態度で、この條項がほんとうに生きておるのであるということを示す事例をつくられるような心構えが、なければならぬと思ふのであります。その点については

○平田政府委員 お話の点はまことにごもつともでありまして、私どもやはり法律、あるいはいろいろお話ししたとしても、現実には事件が起きたときに、てきぱきとやらなければならぬ目的を達成したいということはお話の通りでございます。私どもやはり今後新しい法律が施行された後におきましては、その趣旨に従ひまして、適正に運用することにつきまして、一層努力を傾けてみたいと思ふ次第でございます。

○佐久間委員長代理 三宅委員。三宅委員 同じく簡単なことでございすが、ただいま同僚委員からも質問がありました。補足的に説明を願ひたいと思ひます。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う囚犯刑罰法等の臨時特例に関する法律案、この問題であります。この家族といふものに関しまして、家族は二十歳以下の子供もしくは妻、当然であります。父母も含まれておるわけであり、また二十一歳以上でありまして、アメリカ合衆国の構成員または軍属が生計費の半分以上を負担しているものは家族といふ、こういうふうな誓ひであるわけでありまして、そういうような名簿もしくは人間は、やはりわが國の方に届けであるものであります。どうか。はつきりしておきまさんと区分がわからないと思ひますが、向うから駐留しております軍隊並びに軍属等は、全部大蔵省の方に登録済みになつておりました。あるいはまた申請をまつてやるという意味でありまじやうか。その辺を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 この身分につきましては、それ／＼軍の方から必要な証明書と申しますか、身分の証明に関するものが交付されることになっております。その関係ははつきりなるかと思ひます。それで非課税の方を一々届出で免税するということは趣旨でございます。その関係は、これはやはりそういうふうにして、その関係は、特に所得税等の免税の承認をしないことも、当然非課税にするとする考えでありまして、問題があらまされた場合におきまして、その身分を証明する書類等の提示を求めまして、それで實際問題を解決して行くということに相ならうかと考えております。

○三宅委員 私どもは事件が起きたときには、そういうことも必要であらうと思ひますが、なるべくならば早いうちに、身分証明と申しますか、あるいは戸籍といふものか、そういうものを日本国にお届けを願つておくことによつて正確を期し得る、かように思ひます。大蔵当局も行政協定の進展上、ぜひそういうような方法で取扱いをせられたいと存じます。

次にお山委員も質問せられました。が、合衆国の軍隊の使用地域であります。その中で起りましたことに對しましては、向うの軍隊におまかせする、あるいは囑託いたして國稅庁長官なり、國稅局長なり、稅務署長がこれを行うことになりま。そのほかに、向うの軍機に属するものか、日本の方で活動になか／＼やれぬじやないかと思ひますが、活動にそういうことを

やつてさしつかえないものかどうか。私はやつてさしつかえないと思ひますが、實際問題といたしましては、そう犯則などはあけられないじやないかと思ひますが、その辺の見通しについて御構想を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 その点は今申し上げました通り、地域外において臨検捜索等をやりますことにつきましては、別に向うの軍隊の承認を要しないで、こちらの権限ある官吏が日本人に對すると同じような関係で、必要な措置をとることができるといふことにはいたしてあるわけでございます。もちろん権限の濫用をすべきではありませんが、必要がある場合にございましては、日本の裁判所の令状を得まして、必要な措置をとることになるわけでありま。また私どもやはり必要がありま。場合におきましては、こういう規定を適正に運用いたしまして、できる限りの努力をいたして行きたいと思ふ次第でございます。

○三宅委員 もう一点伺ひます。が、そういうふうな外に行われたいことについては、日本の國の法律を適用するのではなくして、向うと連絡をとつて、もしくはその方に強く真実を吐露いたしました。しかる後にやるものでありま。その辺のところをもう少しはつきりと承りたいと思ひます。

○平田政府委員 区域または施設外のことに對しては、法律で行けば、向うの承認を要しない。日本の当該権限のある官吏が、当然の権限としてできることなるのでござい。従ひまして、迅速を要する場合には當然そういふことでありま。し、また事件の解決を有利にするために、かえつて向うと連絡をとつてやつた方がいい場合におきましては、これは事實上の問題といたしまして、十分連絡いたしまして目的を果す。その辺は實際の運用の面になるかと思ふ次第でございます。できる限り諸般の情勢を考へて、妥當な目的を達成するように努めたいと思ひます。

○佐久間委員長代理 深澤義守君。○深澤委員 本法案の審議も最後の段階に入つたやうでありますから、ひとつ私は全体の問題としてお伺ひしたいのであります。安保條約並びに行政協定に基く合衆国軍隊に對する稅の特例の問題であります。大体において、従来い／＼な國際協定に基くところの外國に對する稅の特例といふ問題は、國際的の慣例がいろいろあるわけでありま。その慣例の標準から、このたびのこの特例が、量的にもあるいは質的にも、國際的の慣例を飛躍しているといふぐあいに私は考へるわけでありま。この点に關しまして、どの程度従来の國際慣例から優遇する状態が多くなつておるのか。そこを概括的に主稅局長にお伺ひしたいのであります。

○平田政府委員 従来のこの種の例といたしましては、でき上りました順序から申しますと、アメリカとイギリスとの間の協定、それからアメリカとイギリスとの間の協定、それからさらさら最近では北大西洋條約に基く協定、この三つの種類のものがござい。これらのものに對しまして一々比較すると、なか／＼比較しにくいむずかしい面もあるでござい。ますが、概して私どもの方で調べましたところにより

ますと、米・比協定及び米・英協定に比較すれば、少くとも課税上の措置に關する限りにおきましては、今度の協定は甘くございませぬ。むしろ認めておる特典が少いと申しますか、そういう点が多いようにございませぬ。北大西洋條約はまだ最近できたばかりでございまして、内容を見ますと、今回私どもが規定しましたような事項に、必ずしも及んでいない点もございませぬ。ただはつきりしていない事項がありまして、規定してあります範囲におきましては、大体におきまして北大西洋條約と一番似通つてゐる。ただ北大西洋條約で規定していないような事項につきまして、若干はつきりさしてゐることがある。それからこれらの協定には、いづれも税の種目等も抽象的に掲げられてゐる場合が多いのでございませぬが、わが国の行政協定の場合におきましては、非常に具体的の内容を書きまして、こういう場合には課税になる、こういう場合には課税にならないということを明瞭にする方針で、相当細目を協定いたしてあります。その点が大分また違ふ点であるかと思ひます。具体的な細目につきましては、こまかい差異が大分あると思ひますが、大体においてそのようなことになるかと考へてゐる次第でございませぬ。

○深澤委員 合衆國駐留軍が日本において必要とする施設並びに基地の建設の契約でありますが、行政協定十二條によりますと、その工事を行うべき者の選択は、アメリカ合衆國の自由にかかされてゐるわけでありませぬ。その結果として、この所得税の特例にございませぬように、アメリカ政府とアメリカに居住する個人並びに法人が、アメリカ

カにおいて契約する傾向が非常に強いと私は思ふのであります。その結果といたしまして、日本の業者はまつたくこの契約の相手方になり得ないという關係がございませぬ。従つて直接調達という形でなしに、間接調達にすべきであるという要求が、日本の業者に非常に多いと思ふ。特にこの法案を見ますと、結局この行政協定に基きまして、そういうアメリカ国内において、政府とアメリカに居住する人々との間の契約を奨励するようなことになると、私どもは思ひます。そこで主税局長の考へ方は、この建設工事というものはほとんど大部分が、アメリカ合衆國內において、政府とアメリカに居住する個人並びに法人と契約されることになると考へてゐるのじやないかと私は思ひます。その点はどういう見解を持つておられますか。

○平田政府委員 先般も申しました通り、工事の請負に關します契約者の問題は、実は私も協定におきまして大分時間をかけて折衝いたしました。ただその結果といたしまして、前回は申し上げた通りであります。ただその結果といたしまして、ここに書いてあります範囲は、相当限定されておられ、法文の上からいまして、限定いたしてあります。すなわち通常合衆國に居住する個人か、あるいは合衆國の会社、そういうものでなければならぬ。向うに住んで、向うで事業をやつてゐるにかかわらず、日本へ来て、日本でいろいろの事業をやつてゐる、こういう人は、たといアメリカ人といへどもこれに適用にならない。そこで一つの制限を設けてあります。それから

もう一つの制限は、契約自体を日本国内で、合衆國でするといふ制限を設けてあります。この結果を今深澤さんは反對にとつておられるようでございませぬが、私もはさういふ種類の工事は、向うの説明を聞きまして、日本でもちよつと調達のむずかしいようにならな—ちよつとではございませぬ。ほんとうに調達のむずかしいような特別の工事、聞いたところによりますと、大体電報關係の工事が、特にさういふものに該当するらしいのでございませぬ。もちろんそのほかにも若干あると思ひますが、さういふものは日本では請負う人がない、資格がない、さういふものにつきましては、これはやはりどうもアメリカで契約しまして、向うから人を連れて来てやらせなければできない、技術者、管理者あるいは一定の範圍のそれに従事する人、いろいろなむずかしいことをする人、さういふ人は、向うから直接連れて来て日本で仕事をさせる。さういふ場合にひとつ考へてもらいたいといふことでございませぬ、さういふ趣旨であります。これは、これは今お話しになりましたやうな、一般の請負業全体に關しましてどういふ問題もございませぬし、私もさういふ問題は、それほど及ぼす影響も少いだろうといふことで、さういふ條文を入れることに賛成いたしましたわけにございませぬ。日本の所得税が、御承知の通り大分高いために、やはりさういふ特例を設けさせんと、向うからなか／＼やつて来ない。どうしても向うからひつぱつて来なければ仕事ができないのに、なか／＼できない。さういふ事情が大分あるようでございませぬ、さういふことならば、やはり例外として認めてもいいじやないかといふ趣旨で、この請負業者の關係の規定を入れることにいたしましたのであります。従いましておのずからこの範圍は、私も實際問題としまして、相当限定される。しかもさういふ人々が日本です仕事をやります場合におきまして、日本でもできる分は下請工事等に

出ず。もちろんそれ以外の大部分の工事は、日本の業者があるいはその他の日本にゐる各國の業者が、競争入札の方法によつて、日本で実行させて行く、さういふ關係になるものと、私どもは見えておる次第でございませぬ。その点、深澤さんの予想と少し違ふやうでございませぬが、大体私どもはさういふつもりでこの法律案をつくつてゐる。また、大体私どもの見るところに間違ひはなからう、さういふふうに見ておる次第でございませぬ。

○深澤委員 主税局長は非常に自信のあるやうなことを言われておられますが、私は非常に不安であります。大体日本で契約すれば、日本の所得税は非常に高い、非常に所得税を多くとられるといふことで、大元の契約はすべてアメリカ合衆國において、政府とアメリカの個人あるいは請負業者の間においてとりきめられる。さうしてその請負者が日本に参りまして、その下請を日本の工事請負者がやるということになる危険が、私は非常に多いと思ふ。なぜならば、日本において契約すれば、非常に高い税金をとられなくちやならぬ、アメリカでは非常に安い、さういふ關係になりますので、この法案がある限りは、工事の大部分は、大づかみにアメリカ合衆國內において契約がとらう。さうしてととのつたものを結局日本において調達し、あるいは日本の勞務を使うという關係において、日本の請負業者に請負させる、さういふ結果になることが、私は多くなると考へる。さういふことに心配するのですが、その点もう一ぺん伺ひたい。

○平田政府委員 その点は繰返して申し上げますが、私もさういふ後ろ／＼だ予備作業班で仕事をいたしてあります。やはり最近の情勢のもとにおきまして、さういふ契約者といふものは非常に特別なものでありまして、今申し上げましたやうに、日本において調達が困難と認められるやうな仕事、さういふ仕事についてだけあり得る。それ以外の一般の場合におきましては、日本におきまして一般の競争入札の方法によつて工事が行われる。このように話を聞いておられますし、これは私も間違ひないことじやないかと見ておる次第でございませぬ。

○深澤委員 それで私も伺ひたいのは、主税局長も予備作業班に關しておられるので、十分御承知だと思ひますが、この工事の原価計算の問題について、私はお伺ひしたいのであります。これは先般も、私はアメリカの經濟常識によつて契約をする場合と、日本において實際に勞務關係等に支出する基準とが、非常に違ひがあるという結果になると考へておられますが、大体日本において勞務を調達する場合において、その勞務の原価計算の基準になるべきものは、何を採用するの。アメリカの賃金を採用するの。日本の賃金を採用して工事契約をするのですか。その点についての、今まで予備作業班でおやりになつた経験もございませぬ。

しようから、その点をひとつ具体的に
お伺いしたい。

○平田政府委員 私は実は予備作業班
のメンバーではございませんで、私
もの方の税制課長がその仕事をやつて
おりますが、もちろん分担してやつて
おりますので、私も主として租税の
面に参加してやつておる。それで今
の請負の場合の準備をどうするかとい
つたような問題は、おそらく今後だ
んそういふ点につきまして、検討し
行く問題ではないかと思ひますが、主
として主計局あるいは特別調達庁等
やつておられます、十分日本の実情に
即するようには遺憾なくやるといふこ
とにつきまして、いろいろ先方とも話合
つておるようでございます。私は必ず
そういふ点につきましても、そう非常
識でない、日本の実情に即するよう
なやり方で行われ得るのではないか、か
ように見ておられます。

○深澤委員 通行税の免税の問題で
すが、これは公用によつて汽車等に
乗る場合において、これは通行税を課
さないといふことなるのでありますが、
その公用の証明書といふものは、これ
を呈示すればよろしいのだといふこと
であります。しかしこれは公用の場合、
私用の場合の別が私はほとんどでき
ないと思ひますが、合衆国軍隊の構
成員並びに軍属あるいは家族——家族は
違ひませんが、軍属であるといふこと
の証明で、全部通行税が免除になる
という結果になりますので、私用の場合
において、これは通行税の免除になる
という結果に私はなると思ふ。その公
用か私用かといふことを判定するの
が、非常に困難かと思ふのであります

が、そういう点はどういふ見解を持
つておられますか。

○平田政府委員 その点は問題がござ
いけません。はつきりさせることにな
つております。大体そういう場合、二つ
のものがあつて、一つは部隊として
貸切りみたく動く場合、これはもち
ろん当然はつきりいたします。それか
ら単独に何か公用を帯びて出張等を
する場合、この場合がお話のように問
題になると思ひますが、こういう場
合におきましては、一々証明書によつて
切符を買ふという方法ではなくて、証
書によつて無料に入りまして、あとで
軍が直接料金を拂う、こういう方式に
なつておられます、従ひまして私用で
旅行するような場合に免税するとい
う場合は、この点に關する限り区分は
つきりするといふ考へでございます。
またそれは目下打合せておられますが、
実行可能でございます。

○深澤委員 これは主税局長にお聞き
するのは無理だと思ひますが、その合
衆国軍隊の国内旅行という場合には、
やはり特別の車を設け、それから特別
の指定席等も設けて通行させるとい
ふことになりませんか。日本人一般の乗
客と一緒にするといふ結果になりま
すか。そういう点は一休どういふこと
になりませんか。もし御存じならばお伺
いしたい。

○平田政府委員 どうも私もその辺
詳しくは存じませんが、おそら
く部隊として動くといふことになり
すれば、これは貸切り等の方法によつ
て、特別列車が仕立てられる場合もあ
るかと思ひますが、現在までありまし
た例の白帯の定期列車は原則としてや
めになりまして、日本人も外国人もい

ずれも利用できる。そういう車に乗り
ましても、今までは免税になつてい
たわけでございますが、今後は私用で旅行
するといふ場合は、必ず普通の切符を
買つて旅行いたします。軍公用で旅行
する場合には、今申し上げましたよう
に、料金を軍自体が支拂うといふこと
で、はつきりなつて来ると存じます。

○深澤委員 それから物品税の免除で
ありますが、この認定については政令
で定めるといふが、政令に委任
することになるのでありますが、これ
は大体どういふ物品を調達する場合に
おいて免税するのかが、政令ではどう
いふものをその物品として指定する予
定になつておるか。その点をひとつお伺
いしたいと思ひます。

○平田政府委員 今のお尋ねは、軍隊
の私用ではなくて、軍隊の公用に供す
る場合のお尋ねかと思ひますが、その
方でございますれば、今大体予定して
おりますのは、写真用の乾板、フィル
ム、感光紙、こういうものでございま
す。なおその辺こまかく打合せまし
て、向うの軍公用といたしまして、国
内で調達するのには適當なものであり、
かつ物品税のかかるものにつきまして
は、内容をきめまして、よく打合せた
いと考へます。

○深澤委員 軍の販売機関、PXとか
社交クラブなどがありますが、そうい
うものの調達する物品に対しても、物
品税を免除するといふことになるので
あります。

○平田政府委員 その点はたび／＼小
山委員にも申し上げた通りでありまし
て、この方は原則として免税いたしま
せん。ただ外国に輸出するもの、つま
り軍人さんが持つて帰るもの、あるい

は郵便等で送るものに対しましては、
輸出免税をいたしたい。免税手続につ
きましては、できる限り簡素化したし
まして、目的を達するようにいたした
い、こういう考へでございます。

○深澤委員 それから関税の關係であ
りますが、結局この法律全般を通じて
すと、向うの公用船といふものは、内
容をあらためることはできないとい
う結論になると思ふのですが、その辺
の見解はどうですか。

○北島政府委員 関税法等の臨時特例
に關する法律の第五條をごらんにな
りますと、いわゆる公用船または公用機
につきますのは、一定の手続は免除
いたしておられますが、今まで全然わ
れがタツチしておらなかつた入港届と
か、積荷目録、旅客氏名表、出港届と
いふものは今後提出させることにな
つておられます。また両方の話合ひによ
りまして、もし船員等について違反があ
る場合には、船内検査をするといふ
うに了解がついておられます。

○深澤委員 第六條の四、五、六で合
衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれ
らの者の家族又は契約者等の引越荷物
及び携帶品、それから自動車及びそ
の部品、それから合衆国軍隊の構成員
の「私用に供するために合衆国軍事
郵便局を通じて日本国に郵送される通
常且つ相當量の衣類及び家庭用品、こ
ういふものは、一体どの程度の量を予
定されておるか。それからたとへば
引越し荷物のときは、最初一回限り
を許すのか。それともその後回数許
すのか。あるいは軍事郵便物の場合にお
いて相當量といふのは、これは一回あ
るいは二回許すのか。それともずつと
継続して、そのとき／＼の量が超過し

ない場合にはこれを許すのか。そうい
う点にはまだ不明確でありますか
ら、その点をひとつお伺いしたい。

○北島政府委員 引越し荷物及び携帶
品につきましては、現在の関税定率法
におきましても免税になつておりま
す。大体引越し荷物の認定につきま
しては、当初入りますときに、今後この
程度の荷物が来るといふことを税関に
申告してもらひまして、それによつて
今後入るべきものについて、引越し荷
物として認定しておるといふやり方
であります。大体現在の関税定率法と同
じ程度の免税であります。但し現在の
関税定率法では、すでに使用したもの
に限るといふことになつておられま
すが、今度の協定におきましては、その
限定がないといふことが多少違ひま
す。それから「軍事郵便局を通じて日
本国に郵送される通常且つ相當量の衣
類及び家庭用品」につきましては、性
質にかんがみまして、どの程度のもの
をもつて相當量とするかといふこと
につきましては、今後アメリカ側と十分
話合ひをしなければならぬと思ふので
あります。先方におきましても、こ
ういふ軍人、軍属の特権濫用防止に
ついては、十分の責任を持つといふこ
とが、お互いに協定されておられます
ので、濫用の弊はまあ／＼なからうか
と思ひます。それから全体としてどの程
度の荷物が来るかといふことは、ちよ
つと私ども現在におきましては、推測
がつかないといふことを申し上げな
ければならぬと思ひます。

○深澤委員 その引越し荷物の積込み
は、旅行と同時にすることを必要とす
るといふのが、従来の原則であると思
うのですが、しかしその後において、

な船舶積みをしたして来るものも、引越し荷物として認めるのかどうかという問題であります。

○北島政府委員 引越し荷物につきましては、現在でも必ずしも同時に到着しなくてもいいということにいたしておきます。と申しますのは、昔は大体船でもつて往來いたしておりました。最近では飛行機でもつて急に来られる方が多いわけがあります。その場合は、飛行機にはとも引越し荷物は積み込めないで、あとで託送でこういう荷物が来るからということを申告してもらいまして、認定いたしておきます。

○深澤委員 そうなつて参りますと、その引越し荷物は大体相当の量になるし、制限が明確になつていないと思つております。なぜかういふことを言わなくちやならぬかという、これは他の新聞、雑誌等においても問題になつておりますように、いわゆる横流れの無税品が相当日本経済の中に入つて参りまして、それによる日本経済の圧迫というのを心配しているのではありません。従つて私は引越し荷物の限度というものを、ある程度制限する必要がある。ところがこの法案では制限ができていないということ、私は質問してあるのであります。たとへば飛行機で来た場合に、あとから託送が来る。その託送は一回限りを許すのか、それとも二回、三回来たものも許すのか。そういう制限は一体どういふか、あいに考えられますか。

○北島政府委員 これは今度の行政協定の場合だけの問題でなく、現在の関税定率法の運用といたしまして、大体その人の社会的地位あるいは職業等

から見まして、適当と認められるものにつきました。これは税関で認定いたしておきます。従つて当初に参りまるといふことが申告になりますと、それによりまして、はたして引越し荷物と認められるかどうかということが、大体わかるわけがあります。今までのところでは、この引越し荷物から国内に悪影響を及ぼしたことは、むしろ私は非常にまれだつたと思つております。御承知のように、昨年の暮れまでありましたSPS等による横流れが多かつたのであります。引越し荷物についてそういう大きな弊害が起るといふことは、ただいまのところ予想いたしておりません。

○深澤委員 一切をあげて税関の認定にまかすというところに私は問題があると思つて、やはりその点は法律に明確にすべきであると思つて、なぜならば、大体占領軍の権威の前には非常にわれわれは卑屈である。その習慣がなかなか切りかえられない。従つて税関自体の認定によるということになりますれば、向うとの直接交渉になる。法律的な根拠があれば、その法律に基いて行政をやることもできるのであります。認定々々ということになりますれば、無制限に認定する危険性がある。私は思う。その点はまだ占領下から独立の態勢に切りかえられていないような状態、またそういう精神が非常に一般を風靡している状態においては、税関の認定にまかせるということでは、十分にやれないのじやないかという、あいに考えるのですが、何か法律的な制限を明確にする準備がないかどうか。その点をひとつ伺ひたい。

○北島政府委員 引越し荷物につきましては、なか／＼法律上限定しがたいものであります。今度の行政協定の締結にあたりましては、関税方面について今までと非常に趣が違ひまして、行政協定の十一條におきまして、「この協定中に規定がある場合を除く外、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国の税関当局によつて執行される法令に服するものとす。」という大前提がうたつてあります。ほかの各方面では、特にまた繰返して日本の法例に従うということは書いてありませんが、関税法規については、特にまたあらためて最初にこういう大きな綱を張つてあることを御承知願ひたい。それから行政協定の十一條の八項をごらんになりました。「合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特権の濫用を防止するための必要な措置を執らなければならぬ。」と特にうたつてあります。また第九(a)(b)(c)(d)におきましては、具体的な法例違反の防止、並びに法例違反が起りましたときの両方の共助関係について、規定いたしておきまして、今までは非常に様子が違つておるといふ点を、御了承願ひたいと思つて、われわれといたしましては、この協定の運用におきまして、御心配のようなことは起り得ないであらうということを感じておきます。

○深澤委員 いかにかういふ法律にうたつておきまして、占領軍の権威、駐留軍の権威の前には、私は日本の政府は今まで通りの卑屈な態度をとることが、非常に多いであらうということ

を心配するがゆゑに、あえてやはり法律にその制限を明確にすべきであるというところを、主張しなければならぬと思つておきます。

○北島政府委員 自動車の使用は、自己の使用に供するために輸入する自動車並びにその部品、自動車は一体一人に一台ということ限定しているのか。それとも教台を許すのか。そういう点はどういふか、あいに考えておきます。

○北島政府委員 自動車の使用は、現在でも一般の旅客につきまして、一台限りは携帶品として認めておるのであります。軍人軍属等につきましては、自動車を一緒にからだともつて来ることがないことは大体想像できますので、特に携帶品以外に自動車を持定したわけがありません。

○深澤委員 軍事郵便局を通じて輸送される相当量の衣料、家庭用品、この問題は如何と云ふことを限定しているのではなくて、相当の量であるすれば、ずっと永久にこれを許すという結果になるように、私はこの法文の解釈はできるのではありませんか、これはどういふに考えておきますか。

○北島政府委員 第三号に該当いたします合衆国政府が直接持つて来る船舶証券によつて、船積みされてくる合衆国軍隊に仕向けられた貨物につきましては、個々の内容は点検いたしませんで、そうしてこれの証明によつて検査

を免除いたし、また税金を免除するということになります。

○深澤委員 それから第十四條の差押え物件の問題であります、これは日本政府が違法によつて差押えたものを、合衆国軍隊に引渡さなければならぬという規定になつておるのであります、この点は、違法な物件である場合には、日本政府が処置すべき性質のものであると考えますが、これは何ゆゑに合衆国軍隊に引渡さなければならぬか。合衆国に引渡されれば、結局それが法の処置をせず、またこれは解決される危険性が私は多分にあると思ふ。日本政府が日本政府として独自の立場において、なぜこれは処分ができないか。その点を一つお伺いしたいと思ひます。

○北島政府委員 この規定は、かりに合衆国軍隊に属する軍人、軍属等が合衆国の軍隊のものをほしにまゝに擅用いたしまして、これを関税法違反に用いた、密輸等に用いた場合の規定であります、その場合におきまして、行政協定の第十一條の九項におきまして「関係部隊の当局に引き渡さなければならぬ」と書いてありますが、これは北大西洋條約に基く協定においても同様の規定がございます。

○深澤委員 それから国有財産の管理に関する法律案についてお伺いしたいと思ひますが、合衆国軍隊の用に供する必要があるときには、日本の国有の財産を無償でその用に供する、こういうことになるのでありますが、その場合において現実に日本の国民が居住したり、あるいは工場として使用したりしているような事情が私はあると思ひます。そうすると日本国民の被害を受

けるものに対して、当然の補償措置を講じなければならぬ結果になると思ひますが、その点をどういふぐあいに考へておられますか。

○小林説明員 ただいまの御質問の点でございますが、その国有のものにつきましては、駐留軍の用に提供することになりきめができて、それを提供するといふ場合におきまして、民有関係のいろいろ権利関係があつたという場合につきましては、補償につきましては、この法律によりましても補償するといふ規定になつております。この補償の内容、やり方につきましては、民有財産を提供すると同じやり方、同じ方法をもつて補償するということになつております。ただいま民有財産関係の法律案につきましては、まだ特別調達庁の方でいろいろ研究し、近く国会の方に御審議を願うような段取りになるかと思ひますが、そういうことになつております。

○深澤委員 第三條にも、原状回復の請求権は放棄して、これを跡片づけをする場合においても日本政府の負担で全部やる、こういうことでありまして、つまり無償で使用に提供する場合においても、相当これは経費がかかりか、その経費は、講和條約が発効しない前は、終戦処理費でもつて処理するといふことができると思ふのですが、講和発効後においては、これに關する経費はどういふもので負担をするのか。その点をお伺いしたい。

○小林説明員 お答えをいたします。国有財産関係の権利義務につきま

て、この補償の金はどこで拂うかといふ問題でございますが、これは條約の効力発生後におきましても、民有財産につきましても、先ほど申しました別々の法律に規定されるものと同様な経費科目から、出されることに予定しておられます。従つて現在といたしましては、聞いております。

○深澤委員 これは安保條約に基いて無償で提供し、原状回復の請求権は放棄するといふことになつておりますので、私は防衛支出金以外から支出されるのではないかと、いふぐあいに考へるわけですが、それは防衛支出金から支出するといふことが明確になつておりますか。

○小林説明員 ただいまの御質問の点は、私といたしましては、こゝろに解釈したわけでありまして、すなわちこの国有財産関係の施設あるいは基地を提供する場合におきまして、いろいろな補償関係が伴う。この補償関係につきましては、ただいま申し上げましたように、民有財産の補償の問題と同じく、同じ支出のところが出ます。ただ御質問の無償といふことでございまして、国有財産としましては、結局予算的に歳入と歳出と両方とらずに、無償で提供するというだけにしております。

○深澤委員 民有財産については一応法案が出まして、その補償関係が明らかになるわけでありまして、この国有財産関係については、その補償の問題が法律的に明らかになつていないように、私は承知しておるのであります。従つてこの補償の問題の予算措置が非

常に不明確でありますので、その点をお伺いしたのであります。ただ一点明確にしたい点、防衛支出金で出すのか、それとも他の予算から出すのか、その点が明確になればいいわけですが、それはあなたがお伺いするぐあいに解釈したといふのではなくして、大蔵当局としてどういふぐあいに結論が出されているかといふことを御承知ならば、お答え願ひたいと思ひます。

○小林説明員 この点につきましても、民有財産の補償金を出す範囲と同じところから出す、こゝろに聞いておられます。

○深澤委員 その民有財産に対する補償の金を出すのは、一体どこから出すのですか。

○小林説明員 この歳出のことにつきましては、私の方として実はまだ十分聞いておりませんが、この点については九十二億の範囲におきまして、それからいろいろ新しく建てるような場合におきましてはまた別のところから出す、こゝろに聞いておられます。大体九十二億の範囲内において現実の補償をしたり、あるいはまた新しく費用するために補償をするといふような場合においては、九十二億の範囲から出るといふように聞いております。

は、日本側で負担する金額の範囲といふように聞いております。

○深澤委員 今の点は政府の明確な答弁を求めたいと思ひます。それでその部分の質問は留保しておきます。

○深澤委員 その九十二億は防衛支出金から出すといふことになつておられるか、防衛支出金以外の予算としてそういう措置を講ぜられておられるか、その点をもし御承知ならばお伺いしたいと思ひます。

○平田政府委員 これは私どもとしましては、お話のように原則として承認を受けて、こちら側でやるというぐあいに考へております。ただ軍紀の秘密に属するような事項にタツチせざるを得ぬやうな場合、そういう場合はこちらでやりますよりも、委嘱してや

つた方が妥当であると考えまして、そういう意味では、どうも承認がむずかしい場合には頼んでやる、こういうぐあいになると考えております。

○深澤委員 その次の收税官吏または税関官吏が「合衆国軍隊の構成員、軍属若しくは家庭の身体若しくは財産又は合衆国軍隊の財産について、国税犯則取締法又は関税法の規定による臨検、捜索又は差押をすることができ」という規定は、まことにけつこうな規定であります。日本人にはどうも遠慮なしに、ある場合には人権を蹂躪するような形において税徴収や臨検、差押えがやられておる。これは勇敢に行われておる。ところが外国人に対しては毅然としてやり得る確信があるかどうか。私は、主税局の責任者として、今後これは合衆国人に対して、日本人にやつておるようになつても、日本人にやつておるようになつても、国税庁並びに関税官吏を奮励される決意を持つておられるかどうか。その点をひとつ伺いしておきます。

○平田政府委員 もちろんその点につきましては、法律の前にはみな平等であります。私ども御鞭撻によりましてしつかりやりたいと思ひます。もちろんいづれの場合においても、人権を蹂躪する等のつもりは全然ございませぬ。

○小山委員 たいい議題となつております八法案のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案、

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律案、及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律案の四法案については、すでに質疑も盡されたと思われまゝです。この際右四法案につきましては質疑を打ち切り、ただちに討論に入られんことを望みます。

○佐久間委員長代理 たいい小山君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○佐久間委員長代理 御異議なしと認め、右四法案につきましては質疑を打ち切り、ただちに討論に入ることといたします。

これより右四案を討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。小山長規君。

○小山委員 自由党を代表してたいい議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例、関税法等の臨時特例、国税犯則取締法等の臨時特例、並びに固有の財産の管理に関する法律案につきまして、賛成の意を表するものであります。

行政協定は日米安全保障條約に基いて、日本国とアメリカ合衆国との間の国防の安全をはかるために行われた協定であります。その実施に伴ひまして駐留軍が日本におります関係上、税関係、固有財産関係において、條約にきめられました便宜を興えることは当然の附随であります。また事税に関する限

りにおきましては、他の部分についてあるいは治外法権なりといわれているような非難もあつたのであります。が、税に関する限りにおいては、この駐留軍に對して原則として日本の国内法を適用する、特例をもつて若干の例外を認めるといふような法律案を、政府が提出したことにつきましては、政府当局の労を多とし、またこのような法律案の提出にまでこぎ着けた政府当局に對して、その功績を賞するにやぶさかでないものであります。ただこの法律案の中におきまして、この委員会においてしばしば論議的となつたように、基地の建設業者に對する課税の特例を認めましたことは、これは法律の上におきましては、無制限に外国の業者が日本に入つて来て、日本の業者を圧迫するといふことも法律上は可能である。従つてこの運営上、もしこの法の底に流れるところの、駐留軍は日本において特権を濫用しないといふこの法の精神を破るようなことがありましたら、国会はこれはあらためて修正をしなければならぬかと思つておりました。また私がしばしば委員会において質問いたした、それに対して主税当局が答へましたCPOの問題、つまり国内の物品に對しては、相手方が何であるかと課税するといふこの課税の原則については異存はないのであります。が、その結果として日本の國産品が無関税、無物品税で入つて来ますところの外国品に、圧倒されるというやうなことがありましたならば、これまた國會としては考え直さなければならぬ。従つてそういう意味におきましては、この法律の運用に万全の方途を講ぜられんことを希望條件として、以上

四法案に對しては賛成の意を表するものであります。

○佐久間委員長代理 松尾トシ子君。
○松尾委員 私は社会党を代表しまして、たいい議題となりました四法案に對し、反対の意を表するものであります。

私たち社会党は安全保障條約について反対をいたしましたけれども、その行政協定の実施に伴つて設けられる個々の法律についてはよく検討いたしました。國民生活の向上や日本經濟の發展を阻止しないものであつたならば、賛成するのにはやぶさかではないのであります。この四法案の内容を深く検討してみますと、與党である自由党におきましては希望條件がつけられたやうに、所得税並びに関税、固有財産の管理あるいは国税犯則取締法の臨時特例にしまして、それらが治外法権的の感が深いのであります。和解と信頼の感を持ちました上に、発効されるから実施せられるこの法律案につきましては、ともするとその内容が日本經濟の圧迫ともなつて、日本においては、米駐留軍によつて日本の國を守つていただくといふこれらの大きな問題に便乗して、たゞ／＼外国には利するところ多く、日本にはかえつて弊害が起るといふやうな事実を來すことを、おそれおるのであります。このやうな観点から簡単に私は反対をいたしておきましても、いろいろと申し上げるのと同じでも、いろいろと申し上げるのやういふのであります。このやうな事情に對しては反対をいたします。

○深澤委員 たいい議題となりまして四法案に對して、日本共産党を

代表いたしました。反対の意を表するものであります。

本法案は安保條約に源を發し、そして行政協定がつくれられ、その行政協定に基いてこの法案がつくれたといふことは、これはもう明らかであります。大体安全保障條約は米國の利益と安全のためのものであります。アメリカの極東戰略上の必要から出発しておるといふことも明らかであります。その結果として、わが國の國土が軍事基地となり、わが國の政治も産業經濟も、その方向に軍事的に再編成されて行くということが現在行われているのであります。これはもうや独立でもなく、完全にアメリカの屬國化することになりまして、國民生活は無権利と困難の状態に突き落されて行くといふことには、わが党がすでに指摘して來たところでありまして、行政協定の成立の結果といつたしまして、その現実は白日のもとに暴露されて参りました。広汎なる治外法権を認めたとや、いわゆる緊急非常事態に對する措置にいたしましても、これは実は戦争の場合を予想して行つておるものであります。その場合においても、日米合同委員会によつて協議しなければならぬといふことにはなつておりますが、これは清瀬一郎氏も、實質的にはアメリカが日本に通告するといふ結果になつてしまふのだ、

日米合同委員会といふものは、アメリカの言いつ分を日本が聞く機関である、こゝういふぐあいに批判している通り、戦争に對しても、日本自身が日本の國家意思を決定することなしに、アメリカの一方的な決定によつて、日本が戦争に参加せられるといふ結果になるのが行政協定であります。これは安保の

代表いたしました。反対の意を表するものであります。

代表いたしました。反対の意を表するものであります。

代表いたしました。反対の意を表するものであります。

代表いたしました。反対の意を表するものであります。

條約以上の屈辱的のものであるという批判が、全国民の中に出て参りました。安全保障條約に賛成した諸君といえども、この行政協定の現実にぶつかかりまして、この安保條約の調印に対して非常な疑問を持ち、全日本の国民が前途暗澹たる考えを持つておるといふことは、これはもう明らかな事実であります。この行政協定をわが国の行政の上に実施するために、今非常にたくさん法律が出ておりますが、本四法案もその一部であります。

第一番に、所得税、法人税、相続税、富裕税、通行税、印紙税、物品税、揮発油税というような広汎な税に對しまして、駐留軍の軍隊の構成員、軍属、またはこれらの者の家族、あるいはPX、あるいは社交クラブ等の軍人用販売機關、及び軍事基地建設の契約者に対して、免税の措置の特例が開かれておるのであります。しかもそれが主税局長も言われておるように、国際慣例以上に優遇を與えておる。こういうことに通ずる属人的な法律であるといふことは明らかであります。その中で一つの例をとつてみますと、たとえば軍事基地建設の契約をする場合において、この法案においては、アメリカ政府とアメリカに居住する個人並びに法人が、アメリカ合衆国内において契約をする場合、これに對しては無税である。なるほど国際慣例によつて二重課税を防止するといふ一応の形式的なりくつは立ちますが、この契約の場合においては、おそらくアメリカの経済常識に基きまして、資金あるいはその他ものが決定されるのである。それによつて決定された契約によつて日本に

参りまして、非常に安い賃金と、経済不況にある日本の経済界から品物を買いたたきまして、非常に安く仕上げることによつて、アメリカの大独占資本が、この日本の基地建設によつて莫大な利潤を得るといふことは明らかであります。その基地建設については、日本国民が半分は折半分担によつて分担しているものであります。そして安い賃金で使われ、商品はたたく買いをされるが、非常な利潤を得たところのアメリカの大独占資本に對しては、税金をかけることができない。この一事によつても、われ／＼国民としてはいかに屈辱的のものであるかということが、わかるわけでありまして、また関税の免除につきましても、合衆国軍隊の公用に供するための輸入品に對しては免除をするのであります。先ほども私が質問しましたように、軍人軍属及びその家族の日本において使う使用品あるいは家庭用品、あるいは車両というものは免税をすることに なります。しかしこれは量的にも制限されていらないといふ結果、これは無制限に無税のものが入つて来るという結果になることを、われ／＼は憂うるのであります。さらに固有財産の問題にいたしましても、アメリカ駐留軍の必要とする場合においては無償で使用を許す。しかもそれは原状回復の請求権を放棄するといふことのために、これは日本政府としては莫大な経費の負担になると思ふのであります。そこで私は、一体これは分担金から支出するのか、あるいは日本の他の予算から支出するのかという問題を聞いたのであります。これが明確でない。もしも分担金で出

さないとするならば、これは分担金以上にアメリカ駐留軍の日本に駐留することによる費用がかさんで参りまして、日本国民の負担はまた莫大なものになると思ふのであります。こういうような点を考へてみる場合において、この法律はまさに安保條約、行政協定を貫くところの、アメリカの属国化せる日本の一つの法案であるという意味において、われ／＼は断じて承認できない。日本共産党は断乎としてこの法案に對して反對するものであります。

○佐久間委員長代理 討論は終局いたしました。

これより右四法案を一括して採決いたします。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案の四法案を、いずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐久間委員長代理 起立多数。よつて右四法案はいずれも原案の通り可決せられました。

なお右四法案に関する報告書の作成及び提出手続等につきましましては、委員長に御一任願います。

本日はこの程度にとどましまして散会

いたします。なお明日は午前十時より開会することにいたします。

午後一時十九分散会

〔参照〕

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月十六日印刷

昭和二十七年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁